

第7章 日本

新たな防衛計画の大綱

《第7章執筆者》

佐竹知彦（代表執筆者、第1節、第3節）

前田祐司（第2節、コラム）

2018年12月、政府は「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「25大綱」）に代わる、新たな「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「30大綱」）を発表した。「防衛計画の大綱」は、その上位文書である「国家安全保障戦略」を踏まえ、日本の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準などを示したものである。その策定に当たり最も重要な要素は、時の国際安全保障環境に対する一定の見通しと、そこにおける日本の防衛力の役割の位置付けである。

冷戦後、日本を取り巻く国際秩序が流動化すると、防衛計画の大綱は冷戦期の静態的な国際秩序認識を前提とした「基盤的防衛力」構想からの脱却を図り、日本周辺の脅威への対応や国際秩序の安定化に向けた、より能動的かつ実効的な防衛力の整備を目指すようになる。さらに25大綱以降は地域のパワーバランスの変化を受け、防衛力の「運用」のみならず、その「質量」の充実を図る方向へとかじを切ってきた。

25大綱が作成された2013年時点と比べ、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増してきた。中国の台頭に起因するパワー・トランジションによって、米中間の緊張関係と紛争の蓋然性が高まり、その影響がさまざまな形で日本にも波及するおそれがある。不確実性をはらんだ大国間政治のダイナミクスに加え、島嶼部や海上交通路の防衛、そして宇宙やサイバー空間も含めた「領域横断的」な防衛力の構築の必要性など、喫緊の課題が浮上してきている。さらに北朝鮮の核・ミサイルの脅威も新たな段階に入り、弾道ミサイル防衛の対応は急を要している。

以上の背景の下策定された30大綱は、宇宙やサイバー、電磁波といった「新たな領域」を含む領域横断的な作戦を遂行するための「多次元統合防衛力」の構築を目標に据えた。30大綱はそのために、防衛力の質と量の向上を引き続き図るほか、持続性・強靱性の強化を重視している。また30大綱は、「インド太平洋」地域・諸国家への関与の強化を掲げ、自由で開かれたインド太平洋の維持に向けた防衛省・自衛隊による具体的な取り組みの強化を示した。今後は、陸海空のさらなる統合運

用や日米の共同運用および官民一体となった総合的な防衛力の構築を含め、30大綱で掲げられた目標をどのように実行に移していくかが課題となるであろう。

1 「防衛計画の大綱」とは何か

(1) 防衛戦略としての大綱

そもそも防衛計画の大綱は、何のために存在するのか。そのことを考えるために、以下、大綱の歴史的経緯を紐解いてみたい。冷戦期の前半、日本の防衛力は第1次防衛力整備計画（1958～1960年）を除き、第4次防衛力整備計画（1972～1976年）まで5年ごとの計画の下で整備が進められていた。ある論者が「建設の時代」と呼んだように、ここでは経済成長に応じて国家として一人前の防衛力を整備することが第一義的な目標であり、防衛力そのものの「意義」が問われることはなかった¹。

ところが、1970年代に入り高度経済成長に陰りが見え始めた頃から、従来の経済成長に応じた積み重ね式の防衛力整備の限界が見え始めた。1972年2月に閣議決定した第4次防衛力整備計画は、財政状況の悪化などにより当初計画よりも大幅に規模・予算の縮小を余儀なくされた。さらに1973年10月に発生した第1次石油危機とその後のインフレは、財政事情の悪化に拍車をかけた。国際的には、米ソデタントや米中和解により「緊張緩和」の気運が生まれる中、日本の「軍事大国化」に対する国内外からの懸念も聞かれるようになっていた。こうした中、日本の防衛力増強に対する一定の歯止めを含め、防衛力整備の在り方を再検討する必要性が生まれたのである。

以上の内外の情勢変動の中で生まれたのが、後の「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「51大綱」）で採用され、またその後の日本の防衛力整備の指針となった「基盤的防衛力」構想である。同構想の生みの親である久保卓也防衛局長は、周辺諸国の軍事的能力に対応す

る防衛力の整備を目指した従来までの「所要防衛力」構想からの脱却を図り、特定の脅威に対応するよりも、独立国家として必要最小限の防衛力整備を目指す防衛構想の確立を図った。久保はまた、防衛力整備の「限界」を示した「平和時の防衛力」の策定を主導するなど、日本の軍事大国化を懸念する諸外国への安心供与や、防衛力に対する国内世論の支持の獲得を重視した²。

これらの理由により、基盤的防衛力構想は「軍事的合理性」よりも政治的配慮に重きを置いた構想であり、また脅威を想定しない「脱脅威論」と形容されることも多い³。だが、最近の研究では大綱策定のプロセスに久保以外の政策決定者が関わったことで、基盤的防衛力構想が「限定的な脅威対抗型」へと変質したプロセスが明らかになっている⁴。実際、51大綱では「限定的かつ小規模な侵略」という一定の「脅威」が想定されており、これに独力で対応するレベルの防衛力の整備が目標とされていた。大綱の策定にも関わった西廣整輝防衛局長は、後の国会の答弁において、「小規模限定的な侵略に対しては独力で対応し得るということでありますから、その意味で言えば極めて限定的な形ではあっても脅威対抗論であることもまた否定できないわけであります」として、限定的ながら基盤的防衛力構想が脅威対抗論であることを認めている⁵。

そもそも久保自身、その初期の論文において「プロバブルな脅威（特定の差し迫った脅威）」は存在しないものの、「ポシブルな脅威（将来的に起こり得る脅威）」は存在することを認めており、脅威の存在そのものを否定していたわけではない⁶。そうした状況において、「常態においてポシブルな脅威（軍事的能力）に対し必要な防衛力をもつことは殆ど不可能に近い」ことから、現実的に起こり得る事態（具体的には、小規模の奇襲攻撃など）に抵抗できるだけの「常態における防衛力（常備兵力）」の整備を目標とし、必要に応じて有事所要兵力に転移するという

のが、基盤的防衛力構想のそもそもの発想であった⁷。

先に触れたように「所要防衛力」構想とは、周辺諸国の軍事的「能力」に応じた防衛力整備を目指すものであるが、久保自身を含め、これを「脅威対抗（対応）」型の防衛力として定義したことが、「基盤的防衛力」=脅威を想定しない（あるいは脅威に直接対抗しない）「脱脅威論」という言説を生む原因となったものと思われる。久保自身が再三指摘していたように、「脅威」を構成する要素には、物質的な概念である相手国の「能力」に加え、相手国がそれを行行使する非物質的な概念としての「意図」も含まれる。そうした能力と意図の関数として脅威をとらえた結果理論的に考え得る事態として導き出されたのが、奇襲攻撃を含む「限定的かつ小規模な侵略」であり、そうした事態に対する「抵抗力」（あるいは「阻止力」としての、「基盤的防衛力」であった⁸。すなわち、久保による「オリジナル」な基盤的防衛力構想（いわゆる久保構想）においても、「小規模の奇襲攻撃など不測の事態」という意味での日本への潜在的かつ非特定の「脅威」は、極めて限定的ではあれ、念頭に置かれていたと解釈するのが自然であろう。

このように、日本に対する脅威を極めて限定的に見積もった基盤的防衛力構想を中核とする51大綱の成立と、その冷戦終焉までの存続を可能としたのが、米中和解以降の国際情勢であった。1977年版の『防衛白書』は、基盤的防衛力の「前提とする国際環境」として、日米安保体制の維持に加え、米ソ間の核戦争および大規模な武力紛争の回避、中ソ対立の存続、米中関係の安定、そして朝鮮半島における現状維持を挙げている⁹。

特に米中ソの関係性に着目したこれらの前提は、米中和解以降の国際情勢に対する久保の見通しを強く反映していたものと思われる。久保は、1972年に米中和解が成立する前後から、中ソ対立をてことし、ソ連と中国双方との関係改善を基にアジアにおける米国の優越の維持を図ったりリチャード・ニクソン大統領とヘンリー・キッシンジャー国家安全保障担当大統領補佐官による「三角外交」の本質を見抜いていた¹⁰。

ニクソン・キッシンジャー的な世界観に立てば、中ソ対立を前提とした米中ソの三極構造が続く限りにおいて、仮に米ソもしくは米中どちらかの関係が悪化しようとも、米国は共産主義側への優位を失うことなく、安定的な勢力均衡関係の維持が可能となる。その場合、米国の同盟国である日本をソ連が侵略する可能性は、そうした構造が存在しないという前提に比べ、より限定的に見積もることが可能となろう。だからこそ久保やその構想の支持者は、米ソデタントが崩壊し、「大綱見直し」論が強まった1970年代後半以降も、大綱が前提としていた国際環境への本質的な変化が見られないとして、基盤的防衛力およびそれに基づく大綱路線の維持を主張していたのである¹¹。

その後の展開を踏まえれば、1970年代以降の国際情勢に対するこうした久保の見立てには、一定の妥当性があったと評価することができよう。結局のところ大綱が「別表」で目標とした防衛力が整備されたのは、冷戦終焉後のことであった。結果から見れば、日本は必要最小限の防衛コストで冷戦の「勝者」となったのである。その一方で、「脱脅威論」という修辞に示されるように、基盤的防衛力構想の分かりづらさが、その後の防衛論議の混乱を招いた側面も否認ない。また、そうした分かりづらさゆえに基盤的防衛力の考え方は結局国内的に消費されたのみで、日米間ではまったく共有されていなかったとの見方もある¹²。

重要なことは、久保構想や大綱の是非そのものよりも、1950年代以降ほぼ「なし崩し」的に進められてきた日本の防衛力整備の方向性が、大綱の成立により明確化したことである。実際、大綱が制定されたことで、防衛力に対する種々の制約や米国による拡大核抑止への依存、そして日米同盟の位置付けがより明確なものになった。大綱の成立と同時に非核三原則や専守防衛、さらには防衛費の国民総生産（GNP）1%枠といった制約が明示化され、また「日米防衛協力の指針」（「ガイドライン」）が生まれたのは、決して偶然ではなかった。戦後初めて日本の防衛力の「意義」を体系的に示した51大綱は、同時に日本の安全保障政策そのものの方向性を定める役割を有していたのである。

久保構想の今一つの特徴は、日本の防衛力の意義を国際秩序との連関においてとらえ直した点に求められる（久保はそれを、防衛力の「国際政治的意義」と呼んだ）。久保は、防衛力を武力侵略に対する抑止もしくは阻止、排除能力として見るだけでなく、国際政治の「平和維持機能」としてとらえることを主張していた¹³。そこにおける防衛力の「平和維持機能」とは、前述の米中ソ三極体制の下、日米安保体制を堅持しつつ日本が「軍事中級国家」として「大きからず小さからず、しかるべき規模、内容の防衛力」を持つことを意味した。久保によれば、そうした必要最小限の防衛力の保有により、周辺諸国の懸念に配慮しつつ他国の軍事的干渉を防ぐことが可能となり、ひいてはそれが「国際力安定均衡に役立つ」ことになる¹⁴。

こうした久保の考え方は、日本が侵略を排除するための必要最低限の防衛力を持つことが日本のみならず、「わが国周辺の国際政治の安定の維持に貢献することともなっている」とした51大綱にも反映されていた。それは冷戦後に再定式化された「基盤的防衛力構想」の中心となった「力の空白論」（日本自身が力の空白にならないことで侵略事態を防ぎ、国際秩序の安定に貢献すること）にも通ずる考え方であり、極めて消極的ながらも、国際秩序の維持に向けた日本の防衛力の在り方を定めた初の試みであったということもできる。

こうして、日本の防衛力について、種々の国内的な制約や条件を前提としつつも、1970年代の国際安全保障環境に対する一定の洞察に基づき、その在り方や国際的な役割を初めて体系的に示したものが、51大綱であった。その限りにおいて、51大綱は1次防から4次防までの防衛力の「整備計画」を越えた位置付けを与えられた文書であり、また（しばしば指摘されるように）「別表」による調達計画を正当化するだけのものでもなかった。51大綱の成立により、日本は初めて単なる防衛力の整備計画を越えた、自前の「防衛戦略」を持つことになったのである。

(2) 冷戦の終結と大綱の変遷——積極的平和主義への転換

冷戦の終結により、日本に対する侵略の可能性は、51大綱作成時と比べてもさらに低下した。その一方で、アジア太平洋地域においては朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的な紛争要因に加え、大量破壊兵器の拡散やロシアや中国、そして米軍プレゼンスの動向を含め、地域秩序を揺るがしかねない多くの不確実性やリスクが存在した。1994年8月に首相の諮問機関である「防衛問題懇談会」が提出した報告書（通称『樋口レポート』）は、日本に対する直接的な軍事的侵攻の可能性の低下（すなわち、脅威の低下）を指摘しつつも、冷戦後の世界を「分散的で特定難しく、かつ予測可能性の低い多様な危険が存在する」状況として定義した。報告書は其中で、日米同盟の強化に加え、平和維持活動や多国間の安全保障枠組みといった多様な手段からなる「多角的安全保障協力」により、日本自身が国際安保環境の安定化に能動的にコミットしていくことを提唱した。

翌年に発表された新たな「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「07大綱」）では、「多角的安全保障協力」という言葉こそ使われなかったものの、それまでの「侵略の未然防止」と「侵略対処」に加え、「大規模災害など各種事態への対応」と「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が防衛力の役割として新たに加えられた。また基盤的防衛力構想は継承されたものの、「限定的かつ小規模な侵略については原則として独力で排除する」との表現については、防衛力の役割の拡大などを踏まえ、日本に対する侵略のみに焦点を当てたような表現はふさわしくないとの判断により、削除された¹⁵。

1998年8月に北朝鮮が日本海に向けて行ったミサイル実験や、2001年9月11日に勃発した9.11テロ、さらにその翌年に発覚した北朝鮮の高濃縮ウラン計画は、樋口レポートで想定された安全保障上のさまざまな「危険」の一部が、実際の脅威として顕在化しつつあることを示唆していた。これらの事態を受けて2004年に策定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「16大綱」）では、テロ対策に加え、大

量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展といった新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が焦点になった。16大綱はまた、北朝鮮の核・弾道ミサイルの開発に加え、中国の軍の近代化や、海洋における活動範囲の拡大にも大綱として初めて言及した。

以上を踏まえ、16大綱は即応性、機動性、柔軟性および多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられたものとしての「多機能で弾力的な実効性のある」防衛力の構築を提唱した。そうした防衛力は日本防衛のみならず、「国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組み得る」ものとされた。このように16大綱は、基盤的防衛力の「有効な部分」は継承するとしながらも、防衛力を平時から積極的に運用することで、多様な事態への弾力的な「対処」により力点を置く防衛構想を提示した。それは防衛力の「存在」よりも「運用」を重視した、後の「動的防衛力」の先駆けともいえる発想であった。

実際、2010年12月に発表された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「22大綱」）は多様化・複雑化した脅威への対処の重視という点で、16大綱と多くの共通点を持つものであった。22大綱は特に、「領土や主権、経済権益などをめぐり、武力紛争には至らないような対立や紛争」としての「グレーゾーンの事態」の増加を初めて指摘し、そうした事態に対する「切れ目のない対応」の必要性を強調した。そして、グレーゾーンを含む各種の多様な事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とするために、防衛力の「運用」に焦点を当てた動的防衛力の構築が目標とされたのである。

22大綱はまた、国際社会における「パワーシフト」の観点を初めて取り入れた大綱でもあった。そこにおいて「米国は引き続き世界の平和と安定に最も大きな役割を果たしている」ものの、「中国・インド・ロシアなどの国力の増大ともあいまって、米国の影響力が相対的に変化しつつあり、グローバルなパワーバランスに変化が生じている」との見方が示された。そうした中、日本は地域諸国との協力や国連平和維持活動（PKO）などを駆使した「多層的安全保障協力」により、アジア太平洋

地域の安全保障環境の安定化やグローバルな安全保障環境の改善に積極的に貢献していくことが、より一層重視されたのである。

2013年12月に発表された25大綱も、基本的には16大綱や22大綱の延長線上に位置付けられるものの、いくつかの点においてそれまでの大綱とは異なっていた。まず、25大綱は同時期に策定された「国家安全保障戦略」の下で作成された初の大綱であった。これにより、大綱はその上位戦略としての「国家安全保障戦略」を実行するための文書という位置付けとなった。「国家安全保障戦略」はその理念として「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を掲げ、日本自身の安定と繁栄のみならず、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護する」ことを明示的に目標に掲げた。

25大綱はまた、防衛力の「運用」に加え、その「量」や「質」を重視した。その策定に当たっては、想定される各種の事態などを踏まえた「能力評価」を基に、特に重視されるべき機能・能力の整備が算定された。その結果、特に限られた予算の中でいかに防衛力を運用していくかが焦点であった16大綱や22大綱に比べ、25大綱はより防衛力の「質」と「量」双方を確保することに焦点が当てられた。またこうした防衛力の質・量を確保するために、25大綱の策定年度以降、政府はそれまで減少か横ばい傾向にあった防衛費の増額を継続している。

このように、近年において防衛力の質や量があらためて重視されているのは、朝鮮半島情勢の悪化に加え、国際社会におけるパワーバランスのさらなる進行と無関係ではなかろう。25大綱は「国際社会の多極化が進行」しているとのより踏み込んだ認識を初めて示し、戦後の日本の防衛政策の大前提であった米国の優越が本格的に揺らぎつつあることを示唆した。25大綱で指摘されていたグレーゾーンにおける事態の長期化やエスカレーションの危険性の増大も、本質的にはこうした国際構造レベルでの変化の影響を受けたものであるといえる。それゆえ日本周辺の局地的な安全保障情勢がいかに変化しようとも、日本の防衛力の質・

量の強化という趨勢は、今後も続いていくものと思われる。

こうして、冷戦終焉後に想定された日本を取り巻くさまざまな「危険」の一部は、その後実際の「脅威」として顕在化し、その一部は先鋭化することになる。こうした中、日本は米中ソの三極構造の維持という静態的な国際秩序認識の下、脅威を極めて限定的に見積もっていた「基盤的防衛力」から、リスクの増大や脅威の多様化に対応できるより実効性かつ能動的な防衛力構想への転換を図ってきた¹⁶。特に近年の米国の一極体制の動揺により、防衛力の「運用」に加え、その能力そのものの強化が焦点となっている。第3節で検討するように、それは必ずしも「所要防衛力」への回帰ではないとはいえ、後世においては日本が「多極化時代」における防衛・安全保障戦略を本格的に模索し始めた、1つの転換点として評価されるかもしれない。

冷戦後はまた、大綱の定める防衛力の国際的意義も大きく変化した。すなわち、そこにおいては必要最小限の防衛力の保持により「力の空白」を作らないことが国際秩序の安定につながるという「消極的平和主義」は姿を消し、日本自身が防衛力を能動的に活用することで国際秩序の安定化を図るという「積極的平和主義」への転換が図られたのである。特に国家安全保障戦略の策定以降既存の秩序の「安定化」のみならず、日本にとって望ましい秩序を「創造」するための「ツール」としての防衛力の重要性が、一層注目を浴びている。国際秩序の多極化が進む中において、こうした防衛力の持つ国際的な意義と役割は、今後ますます重要になってくるものと思われる。

2 大綱見直しの背景

(1) 国際的パワーバランスの推移

大綱見直しに向けた外部環境の変化の第1として挙げられるのは、国際政治システム全体に影響を及ぼし得る国家間のパワーバランスのさらなる推移であり、それは言うまでもなく中国の台頭に起因している。相

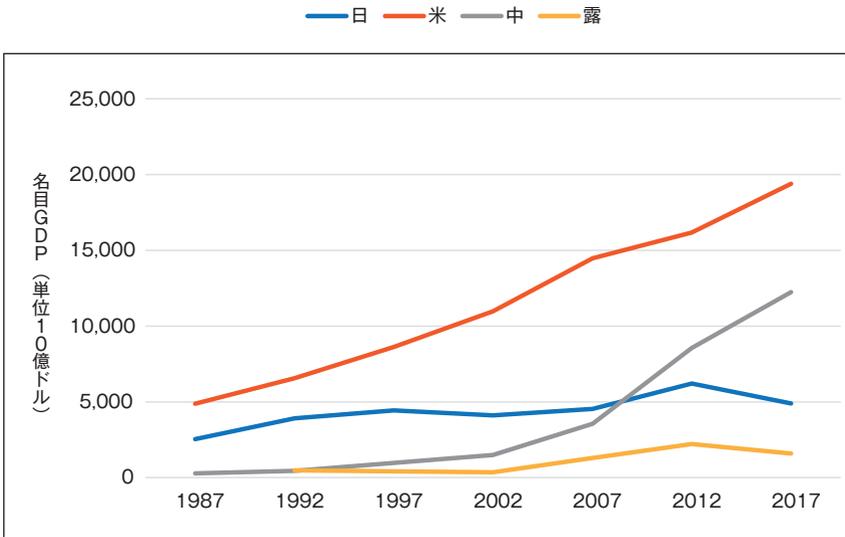
対的な力関係の変化は今に始まったことではない。前節で検討したように、それは少なくとも 22 大綱ですでに前提とされていた要因であり、新たな大綱の策定に際する質的变化というわけではない。しかし米国や日本の何倍ものペースで経済的・軍事的成長を続ける中国の量的変化は、時間の経過とともに政策的対応を要する規模になってきている。

例えば中国の名目国内総生産(GDP)が日本を抜いて世界第2位となったのは 2010 年だが、2017 年には日本に優に倍以上の差をつけて米国の 3 分の 2 程度の水準に迫り、さらに購買力平価 (PPP) ベースでは日本の約 4 倍に達し、米国すら凌いでいる (図 7-1) ¹⁷。もちろん国家の防衛を担保する能力は、技術的発展や国際的な同盟関係などにも依存するため、単純な経済規模のみで比較はできない。とはいえ、経済力が軍事力や政治的影響力の源泉となることは事実であり、実際に近年の中国は軍事力の近代化や広域経済圏構築に力を注いでいる。歴史的に見ても、冷戦中の二極構造の一翼を成したソ連の経済力がピーク時に米国の半分にも満たず、結局はそれが原因で米国との競争を継続できなくなったことなどを考慮すれば、なおも急速な成長を続ける中国の存在の巨大さが明らかであろう。

また、しばしば指摘されているように、GDP 比には大きな変化はないものの、中国経済全体の成長に伴って軍事予算額も着実に拡大している。2010 年度に約 764 億ドルと推定されていた軍事予算は、2017 年度までに倍増して推定 1,505 億ドルとなっており、これは米国の 4 分の 1、日本の 3 倍の水準である ¹⁸。しかも、公式に発表されている軍事予算は研究開発 (R&D) 費や武器輸入費などの項目を含んでおらず、実際の軍事費はさらに多いとみられている ¹⁹。増えた予算は人民解放軍 (PLA)、特に人民解放軍海軍 (PLAN) の質的近代化に注がれており、国際的な軍事バランスに関する年次レポートを刊行している英国際戦略研究所 (IISS) の 2018 年度版報告書は、「西側の科学技術的優位がさらに浸食される」と警鐘を鳴らす ²⁰。

国際関係論においてパワー・トランジション、つまり経済・軍事的な

図 7-1 日本、米国、中国、ソ連（ロシア）の名目 GDP 比較
(1987-2017年)



(出所) 世界銀行国際比較プログラムデータベースを基に執筆者作成。

力関係の逆転は、一般に国際紛争の蓋然性を高める現象であるとされる。そのメカニズムは2つに大別でき、その1つは権力移行理論や覇権安定論と呼ばれるものである²¹。均衡のとれた力関係においてシステムが安定し、抑止も機能するとするバランス・オブ・パワー（勢力均衡）論とは対照的に、これらの理論体系では、他を圧倒する覇権国が存在するときに戦争は起こりにくく、逆に力関係が均衡に向かうにつれて戦争の危険性が高まるとされる。

既存の覇権国が形成してきた国際政治上の制度、つまり政治的影響力と富の配分は、その覇権国に比肩し得る水準にまで国力を高めてきた新興国にとって、新たな力関係の現実を反映しておらず不当であるという不満を生む傾向にある。古典的な例では第1次世界大戦において、海を支配して広大な植民地帝国を築いたイギリスの覇権に対し、急速に工業力を高めてきたドイツが「日の当たる場所」を求めて挑戦した。つまり

既存の国際政治経済体制と、その基盤となるパワーバランスとの間の不均衡が発生したとき、戦争のリスクが高まるということになる²²。

パワーバランスの推移が戦争につながるメカニズムのもう1つは、いわゆる予防戦争論である。挑戦国の台頭に直面する既存の大国には、パワーバランスの推移がさらに進展して自国に不利になってしまう前にその芽を摘んでしまおうという誘因が生まれる。例えば上述した第1次世界大戦におけるドイツの戦争目的は、海洋覇権国イギリスへの挑戦よりも、むしろドイツがすでに大陸ヨーロッパに確立していた軍事的優位を、遅れて工業化してきたロシアが脅かす可能性を考慮した予防戦争にあったとする説もある²³。

人口や領土、天然資源などの潜在性において優越する新興国は、仮に現時点において平和的意志を明確にしていたとしても、将来的に自国が優位に立ったタイミングで態度を翻さないということを、その成長を恐れる相手国に対して十分な信憑性をもって保証することができない。このコミットメントの問題のために、新興国はその成長自体によって覇権国の予防措置を惹起してしまうリスクを高めることになり、双方とも「万が一」に備えて軍備を拡張する中で負のスパイラルへと陥ってしまう。

権力移行理論と予防戦争論に共通しているのは、既存の大国と新興国との間のパワーバランスが均衡へ向かうにつれ、その相互の不安と緊張関係、そして誤算が究極的に武力紛争の蓋然性を高めることになるというロジックである。米中間のパワーバランスの推移に伴って両国が具体的にどのような政策方針をとっていくかは定かではないが、冷戦期以来安定していた東アジアの国際政治構造に変革が訪れるとすれば、その中で平和と繁栄を享受してきた日本にとって今後数十年間が潜在的に大きな危険をはらむものになることに変わりはない。

実際に近年の中国の動きは、成長した自国のパワーに基づいた外交政策を展開しようとする姿勢が色濃い。例えば現在の南シナ海ほぼ全域に対する中国の領有権主張の背後には、近代以降の歴史を通じて欧米・日本から不当な扱いを受けてきたという被害者意識と相まって、既存の国

際法上の主権概念をそのまま適用することが新たな力関係の現実に即していないという認識がうかがえる²⁴。また中国は習近平政権下で「中華民族の偉大なる復興」をうたい、その一環として「一帯一路」構想やアジアインフラ投資銀行（AIIB）によって経済力を通じた政治的影響力の拡張を図っている²⁵。中国は既存の自由貿易体制をリードすることを繰り返し強調しているが、急速な軍事力の近代化などと併せて考えれば、その経済圏が政治的・軍事的に排他的な性格を帯びていくのではないかという懸念が発生するのは自然である。

実際、中国の指導者らがいわゆる「マラッカ・ジレンマ」（中国経済を支える海上貿易の大部分が、有事の際米軍によって容易に封鎖され得るマラッカ海峡の通行に依存していること）に象徴される自国の経済的脆弱性や、米国ドナルド・トランプ政権下で加速しつつある関税の応酬と貿易紛争を強く意識しているとすれば、今後のパワー・トランジション期を通じた緊張の高まりに備え、他国からの介入を受けない海外市場や資源へのアクセスを確保することには一定の合理性がある²⁶。言うまでもなく、複雑かつ高度な相互依存関係に基づく今日の国際自由貿易体制が米中間の軋轢によって揺らげば、それに依存する日本も大きな不利益を被ることになる²⁷。

他方でトランプ政権の「アメリカ・ファースト」方針も、国際政治の舞台における米国の相対的な衰退を意識してのものである。冷戦期を通じた対ソ封じ込めや、その後の一極世界における対テロ戦争などに見られたような、世界規模の安全保障体制を主導する米国の意志と能力の余裕が目減りしてきていることを象徴しているともいえる。もちろん、台頭する中国に対して米国は地域の当事国を後方から支援することに重点を置くべきとする「オフショア・balancing」論などは、トランプ政権の誕生前から存在した²⁸。しかしバラク・オバマ政権のいわゆるリバランス政策に見られたとおり、米国政府の立場としてはほぼ一貫して、東アジアにおける米国のプレゼンスを維持あるいは強化する方針であった。

これに対して、大統領選挙期間中のトランプ氏が示したような、既存の同盟関係を軽視するかのような見解は、冷戦以来の超党派的コンセンサスを覆すものであった。2018年末の時点で、トランプ政権下でも日米同盟自体は堅持の方針が確認されてはいるものの、日米同盟を外交・安全保障政策の基軸に据える日本にとって、トランプ大統領の掲げる「アメリカ・ファースト」方針や貿易面での圧力は大きな不安要素となっている。その上、実際に大統領就任から米朝首脳会談までの朝鮮半島における緊張の乱高下や、米国自身が主導してきた多国間自由貿易体制の拒絶、さらには米中対立の激化などによって、日本を取り巻く安全保障環境の展望は一層不透明なものとなりつつある。

つまり日本の「戦後、最も厳しい」という安全保障環境の認識の延長上には、日米同盟を根幹とする従来の安全保障体制が揺らがないよう、それを日本からも積極的に支持・強化しなければならないという危機感に加えて、不測の事態に備え、日本自身の主体的な防衛力をも強化していく必要性に対する強い認識があるといえよう²⁹。

(2) 個別的な安全保障課題の浮上

米中間のパワーバランスの推移というマクロな問題は、中国の海洋進出を通じて表面化し、南シナ海・東シナ海における海上交通路の保全や島嶼部の防衛といった課題も提示している。パワー・トランジション期の潜在的な危険性を中国が認識しているとすれば、万が一に備えて、米国の優勢な戦力投射能力の拒否と、自国の持続的成長のために死活的に重要な海上貿易の保護が急務であると判断しても不思議ではない。実際、米国が優れた戦力投射能力を誇示した1996年の台湾海峡危機以降、中国は「平和的発展」を唱えつつも、軍事的には接近阻止・領域拒否(A2/AD)能力を発達させて沿岸の防衛態勢を固めた。

さらに現在の国産空母建造や人工島造成といった動向には、沿岸部における消極的な拒否能力から一歩進んで、外洋にも積極的な影響力を及ぼしていく意思があるものとみられる。南シナ海では、すでに軍用機を

運用可能な滑走路や地对艦・地对空ミサイルを備えた中国の拠点が南沙諸島海域に整備されている。東シナ海でも、尖閣諸島周辺での中国公船の活動や防空識別圏の設定など、中国は経済規模で日本を追い抜くとともに現状変更的な政策を活発化させてきた。例えば中国機に対する自衛隊機の緊急発進（スクランブル）回数は2013年度の415回から2016年度の851回にまで増加し、その後やや落ち着いたものの以前に比べると高止まりしている³⁰。パワー・トランジションの過渡期にある米中関係のダイナミクスにおいて決定的な政治的・地理的位置にある日本は、こうした具体的な課題を通じてかじ取りを試されることになる。

冷戦期以来、米国の圧倒的な海上優勢によって経済と安全保障の両面から恩恵を受けてきた日本としては、その現状が挑戦を受けることは国益上の潜在的な脅威を意味する。そもそも国際政治において脅威に対抗する方策は2つ、すなわち自らの努力による「内的バランス」と、他国との同盟や連携による「外的バランス」に大別できる。日本は近年、南シナ海などにおいて目的を同じくする地域各国との防衛協力を展開して活動範囲を広げ³¹、トランプ政権下においても日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを確認するなど、外的バランスの努力には余念がない³²。しかし、自国の経済が依存する海上交通路の確保や、自国の領土とする離島などの防衛において究極的に責任を負うのは当然ながら日本自身である。

島嶼部や海上交通路の防衛といった課題への対応において特に重要になるのが航空優勢と海上優勢、さらに情報優勢の確保であり、それを担保する効果的な防衛力の在り方として統合運用が重視される。その意味で冷戦後期以降の情報技術革新の結果として複数の領域にまたがる作戦の重要性が高まってきたことも、30大綱の重要な背景となっている（コラム参照）。実際、陸海空など従来の領域と宇宙・サイバー・電磁波といった新領域にまたがる「多次元横断的（クロス・ドメイン）な防衛力」は、自民党国防部会の次期大綱に向けた提言においてもキーワードとなっていた³³。また有識者を集めた「安全保障と防衛力に関する懇談会」

においても、安倍晋三首相は「サイバー空間や宇宙空間など、新たな領域で優位性を保つことが我が国の防衛に死活的に重要」であるとの認識を提示した³⁴。厳しくなりつつある安全保障環境と逼迫した予算を天秤にかけ、日本自身の努力の範囲でどこまで高効率な防衛力を持つことができるかという課題に対して、領域横断的な防衛力が1つの回答として期待されている。次節で詳述するように、それが30大綱の「多次元統合防衛力」構想として政策文書に明文化されることとなった。

最後に、北朝鮮の核兵器とミサイルの脅威に対する弾道ミサイル防衛である。弾道ミサイル防衛とはすなわち、攻撃してきた敵に対する報復攻撃の能力による懲罰的抑止では引き続き米軍に依存しつつ、攻撃してくる敵の戦略目標の達成をくじく能力による拒否的抑止を優先的に発展させる措置といえる。そもそもの根本的な解決策は朝鮮半島の非核化ではあるが、独自の核抑止態勢を確立するという北朝鮮の決意と周到な外交政策に鑑みると、その実現可能性には疑問符がついたままである。首脳会談にまで至った米朝間の交渉でも「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」の見通しは立っておらず、米中対立の激化によって中国の協力を得られる見込みも低い現状、対症療法的な措置として弾道ミサイル防衛は依然として重要である。

例えば実際上の対処として、現状では飛来するミサイルのミッドコース段階における迎撃は海上自衛隊のイージス艦が担っているが、これに加えて陸上配備型のミサイル防衛システム、いわゆるイージス・アショ

アを導入することが決定された³⁵。導入に総額2,300億円以上を要するものの、2基で日本全域をカバーすることができるため運用上のメリットが大きいとされる。概算要求では、同じく弾道ミサイル防衛への寄与が期待される能力向上型

迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）や、既存のイージス艦や地対空誘導弾ペトリオット PAC-3 の能力向上の予算も計上されている。結果として8月の防衛省概算要求は過去最大の5兆2,986億円となった³⁶。6月の米朝首脳会談後も北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていないとの認識が日本にはあり、これが30大綱にも受け継がれている³⁷。

コラム 「領域横断的」な防衛力

そもそも近代以降、異なる軍種の統合運用が各個の単純な合計よりも大きな成果をもたらし得ることはよく知られている。古典的な例では第2次世界大戦初期、ドイツ軍が陸軍の機甲部隊と空軍の近接航空支援を組み合わせた電撃戦によって、フランス軍やソ連軍に対して不釣り合いほど大きな損害を与えた。逆に旧日本軍は陸軍と海軍の間の協調が戦略レベルにおいても戦術レベルにおいても不十分であったために、もともと物量的に優勢な米軍の攻勢に対する抵抗が一層非効率なものになった。科学技術の発展著しい近代戦において、複数領域にまたがる連携は常識といっても過言ではなく、東アジア地域においても例外ではない。

そこでなぜ今、あらためて「領域横断的」な防衛力なる概念がキーワードになりつつあるのだろうか。その答えは、新たに登場してきた宇宙とサイバー空間という領域の特異な性質に関連している。すなわち、伝統的な領域である陸海空はそれぞれ文字どおりの戦場となるのに対して、宇宙とサイバー空間はそこが主戦場になるというよりも、陸海空における物理的な戦闘を支えるインフラ、ないしは戦力増強手段（force multiplier）としての意義の方が重要である。もちろん宇宙・サイバー領域が戦場になることも想定されているが、それはそこでの戦闘の結果が陸海空における戦闘に大きな影響を与えるという意味において重要なのである。

この点は1991年の湾岸戦争で米軍によって鮮烈に示された。当初、世界でも屈指の規模と装備を備えていたイラク軍に対して、有志連合側も相当の損害を受けるものと予想されていた。しかし結果として、圧倒的な航空優勢に加え、偵察・通信衛星や精密誘導兵器を駆使した情報通信技術を持つ米軍は極めて軽微な損害を受けたのみで、クウェートに駐留していたイラク軍機甲部隊に壊滅的な打撃を与えた。その後2002年以降のイラク・アフガニスタンにおける非正規的な軍事作戦ではそのようなアプローチが万能たり得ないことも証明されたものの、少なくとも科学技術水準の比較的近い大国同士の現代戦においては、宇宙とサイバー空間の効果的な利用が不可欠であるとの見方が一般的になってきたのである。

従って日本の防衛力整備の文脈においても、厳しくなりつつある安全保障環境と逼迫した予算を天秤にかけ、日本自身の努力の範囲でどこまで高効率な防衛力を持つことができるかという課題に対して、複数領域にまたがる統合運用が1つの回答として期待されている。しかし戦力増強手段としての宇宙・サイバー分野の能力を高めれば、それへの依存によって潜在的な脆弱性をも持ち合わせることになる。実際、米国の先進的な戦力投射能力への対抗手段を模索する中国は、米軍の活動が宇宙・サイバー領域に高度に依存していることを利用し、これら領域における脆弱性を突くという非対称的アプローチで米軍の優位性を相殺しようとしている。2007年に実証実験が行われた対衛星（ASAT）兵器や、他国から科学技術情報を不正に取得しているとされるサイバー攻撃部隊などは、そうした中国の戦術的アプローチの例である。

日本の自衛隊も宇宙・サイバー空間への依存度が高まるにつれ、敵の対抗手段に対する対抗手段が必要になる。その上、攻撃者を特定することの難しい新領域においては、公然の武力紛争に至らない段階（いわゆるグレーゾーンの事態）から常統的な防衛態勢が不可欠である。具体的には、2014年に新編された「サイバー防衛隊」に加え、サイバー防衛や宇宙監視の分野における司令部組織の新設も検討されていると報じられている⁴³。つまり現代戦を成功裡に遂行し得る防衛力を整備するには、まず宇宙・サイバー空間における能力開発によって領域横断的かつ効率的な軍事力の運用を可能にし、さらに運用上のインフラともいべきそのアセットを保護する能力もまた必要となる。このように、伝統的な領域における作戦を支える戦力増強手段として、領域横断的な能力開発は二重の意味で重要性を持っているのである。

3 新たな防衛計画の大綱——多次元統合防衛力

2018年12月18日、政府は30大綱および平成31年度から35年度にかけての新たな「中期防衛力整備計画」（以下「中期防」）を閣議決定した³⁸。30大綱は、日本を取り巻く安全保障環境が前大綱で想定したものよりも「格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している」との認識の下、日本自身が「主体的・自主的な努力によって守る体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく」必要性を強調する。特に宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大が「陸・海・空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方を根本から変えようとしてい

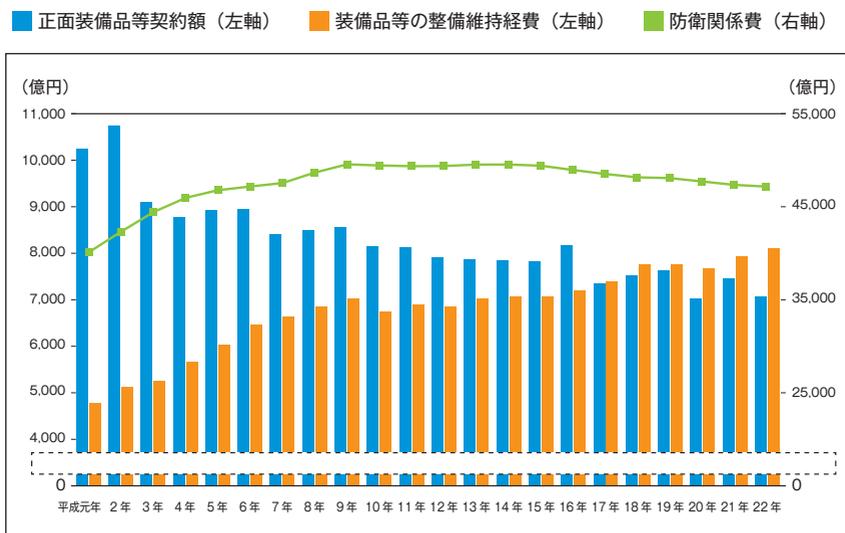
る」との認識に立ち、「宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力」としての、「多次元統合防衛力」の構築を目標に掲げた。

前節で言及したように、30大綱が策定された主要な背景の1つとして、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の台頭に伴い、複数の領域をまたがる作戦の必要性が上昇したことが挙げられる。そもそも米軍は、2010年代の初頭から「エアシーバトル」および「統合作戦アクセス構想」(JOAC)の一環として、領域横断作戦(cross domain operation)およびそうした領域間のシナジー(cross domain synergy)を重視した戦略ドクトリンを発展させてきた³⁹。またこうした構想とは別に、米陸軍が主体となって提唱されてきた複数領域戦闘(multidomain battle)や複数領域作戦(multidomain operation)もまた、各領域での能力の強化に加え、宇宙やサイバーを含む異なる領域間を横断する統合された能力の強化を重視したものである⁴⁰。

これらの構想からは、技術の発展や国家間のパワーバランスの変化により、陸海空(特に海空)における米軍の優勢が、もはや自明のものではなくなっているという強い危機感がうかがえる⁴¹。特にロシアや中国といった「修正主義国家」(2017年版米「国家安全保障戦略」(NSS))は、新たな領域における非対称な能力やそうした領域に潜む脆弱性を十分に活用することで、グレーゾーンにおける領土の拡張を含めた現状の修正を図っている。こうした脅威に対抗する上では、既存の陸海空に加えサイバーや宇宙といった新たな領域の能力を向上するのみならず、それらの能力を組み合わせた領域横断的な作戦の実行により、個別の領域での脆弱性を補うとともに、全体としての能力の向上を図る必要がある。

30大綱もまた、中国や北朝鮮といった国が新たな領域における能力を急速に発展させていることに言及しつつ、「個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、

図 7-2 装備品等契約額と装備維持経費の推移



(出所) 防衛省「防衛関係費の内訳と推移」から執筆者作成。

その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うできるものとする」必要性を強調している。そのために30大綱は、「陸・海・空という従来の区分に依拠した発想から完全に脱却し、全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく」ことを強調している。

30大綱・中期防はこうした領域横断的な能力の強化のために、宇宙やサイバーといった新たな領域における能力の強化に加え、従来の陸海空領域における防衛力の質・量の充実も図っている。第1節で検討したように、防衛力の「存在」を重視した「基盤的防衛力構想」からの脱却を図った冷戦後の大綱は、特に22大綱まで、正面装備への投資というよりは、その「運用」面を重視する傾向があった（図7-2）。これに対し、「能力評価」を基に防衛力の機能・能力の整備が算定された25大綱では、

防衛力の「運用」に加え、その「質」と「量」の充実がより重視された。30大綱もまた、「従来の延長線上ではない真に実効的な防衛力を構築するため、防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保していく必要がある」としている。

その具体例として、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機（STOVL機）の新規導入や、新型の護衛艦の整備、無人水中航走体（UUV）の導入、さらなる射程延伸を図った新たな地对艦誘導弾および空対艦誘導弾の導入などが挙げられる。さらに中期防では、前述のSTOVL機の運用を念頭に、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦（いずも型）の改修を行うことも明らかにされた。同改修の主たる目的は、戦闘機運用の柔軟性の向上と太平洋側の防空態勢の強化とされる。

30大綱・中期防はまた、相手国の脅威圏の外からでも対処可能なスタンド・オフ・ミサイルの整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾および極超音速誘導弾の研究開発を進めることも明らかにした。さらにこれら質・量の面から強化された防衛力をより実効的に運用する手段として、「平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化する」こと、またそのために、弾薬、燃料等の確保、海上輸送路の確保に加え、自衛隊の運用に係る基盤等の分散・復旧・代替などを含む、「重要インフラの防護等に必要な措置」をとることが言及されている。ここでいう「重要インフラ」には、特に領域横断作戦において重要となるサイバーや宇宙等の作戦を支援するインフラ等も含まれると考えられる。

このように、30大綱・中期防は防衛力のハード面における「能力」の充実をかつてなく重視しているものの、それは必ずしも日本の防衛力構想が、周辺国の物理的な能力に対応する防衛力の保持を目指した「所要防衛力」構想に回帰したことを意味するものではない。すでに見たとおり、多次元統合防衛力は領域横断作戦能力の強化により、個別の領域における能力の劣勢を補うことをその1つの目標としている。

その限りにおいて、多次元統合防衛力は周辺国との能力の格差の拡大の可能性を一定程度認めつつ、防衛力の「運用」によってそうした格差を埋めることを目指した22大綱の「動的防衛力」構想や、25大綱の「統合機動防衛力」構想の延長線上にある概念として位置付けることが可能である。

30大綱はまた、「インド太平洋」への関与の強化を打ち出した。安倍政権が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」構想の下、自衛隊はインド太平洋地域へのプレゼンスやパートナーシップの拡大を図ってきた⁴²。30大綱もそうした方針を基本的に維持し、米国や地域の友好国と協力し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援や人道支援・災害救援、そして海賊対処等の分野において、日本が一層大きな役割を果たしていくことがうたわれている。特に30大綱では、これまでの大綱に比べ地域・国ごとの記述の分量が増えていることから分かります、「地域の特性に合ったアプローチ」の重要性が強調されている。

そのことは、近年戦略的な防衛交流・協力の必要性が一層重視されていることと無関係ではない。これまで防衛省には、防衛交流の一般的な指針を定めた次官通達としての「防衛交流の基本方針」は存在しても、地域や国ごとのアプローチや指針を定めた文書は大綱を含め、存在しなかった。ところが、安倍政権が掲げる「地球儀を俯瞰する外交」や「自由で開かれたインド太平洋」の下、諸外国との防衛交流・協力案件が急増するにつれ、「国家安全保障戦略」の下でこれらの防衛交流・協力をより戦略的に推進する必要性が認識されており、その指針作りが課題となっていた。

30大綱で特に注目すべき点としては、従来に比べインドとの連携の重要性が一層強調されていることに加え、東南アジア諸国連合(ASEAN)の中心性と一体性の支援、英仏やカナダ・ニュージーランドとの協力の推進、太平洋島嶼国への自衛隊部隊による寄港・寄航、そして中央アジア・中東・アフリカ諸国との防衛交流やPKOに係る能力

構築支援等の協力等を推進していくことなどが、防衛大綱としては初めて明記されたことが挙げられる。30大綱はまた、「海洋における航行・飛行の自由や安全を確保する観点から、インド、スリランカ等の南アジア諸国、東南アジア諸国といったインド太平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力の向上に資する協力を推進する」ことについても言及している。

また30大綱は、厳しい財政事情や少子化という現実を反映し、防衛力強化に当たっての優先順位を明確化している点にもその特徴がある。またその実行に関しても、「可能な限り早期に強化することとし、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要の抜本的な改革を行う」ことや、特に宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力の強化や統合を推進する一方で、冷戦期に想定されていた着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、「より徹底した効率化・合理化を図る」ことが明記されている。

これらの点を含め、今後は30大綱で明記された多くの目標を実行に移すための、向こう10年程度を見据えたより具体的なロードマップ作りが課題となるであろう。特に領域横断作戦を実行するための陸海空のシステムの一体化や、2015年4月に発表された新たな日米ガイドラインでも目標とされた日米の「領域横断的な協力」の強化は、多次元統合防衛力を推進する上で不可欠の要素である。またサイバーや宇宙といった領域における能力の強化に当たっては、異なる省庁間や民間機関との連携も重要となる。その意味で、陸海空や日米間の統合のみならず、政府一体のアプローチや、官民の垣根を越えた協力（30大綱が言うところの、「総合的な防衛体制の構築」）が、これまで以上に重要となるものと思われる。

(注)

- 1) 松岡広哲・中島信吾「『所要防衛力』から『基盤的防衛力』への転換期における政策決定に関する考察」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月、1頁。
- 2) 久保卓也「『平和時』の防衛力—1つのアプローチ」『国防』第21巻第4号、1972年4月。
- 3) 大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治』三一書房、1983年、124頁；廣瀬克哉『官僚と軍人—文民統制の限界』岩波書店、1989年、153頁。
- 4) 千々と泰明「未完の『脱脅威論』—基盤的防衛力再考—」『防衛研究所紀要』第18巻第1号、2015年11月；松岡・中島「『所要防衛力』から『基盤的防衛力』への転換期における政策決定に関する考察」。
- 5) 昭和62年8月24日の衆議院安全保障特別委員会における西廣局長答弁。
- 6) 「防衛力整備の考え方（KB個人論文）」。
- 7) 同上。また久保卓也「わが国の防衛構想と防衛力整備の考え方」『久保卓也遺稿・追悼集』1981年、58-86頁も参照。
- 8) 久保卓也「ポスト四次防の基盤的防衛力構想—平和時の奇襲、小規模侵略に対処—」『世界週報』第57巻第44号、1976年11月。
- 9) 防衛庁『日本の防衛』1977年、56頁。
- 10) 久保卓也ほか「座談会 新局面に立つ日本の安全保障」『国防』第21巻第1号、1972年1月、16-17頁。また久保の米中接近に関する考察については、久保卓也「国際関係と複雑に絡む日中条約—米中接近、中ソ対立、日米安保との関連を考える—」『国防』第27巻第10号、1978年10月を参照。
- 11) 例えば、高坂正堯「『大綱』見直し論を検証する」『国防』第32巻第9号、1983年9月；坂田道太「いまこそ、防衛計画大綱路線を」『エコノミスト』1984年7月10日を参照。
- 12) 佐藤行雄『差し掛けられた傘—米国の核抑止力と日本の安全保障』時事通信社、2017年、69頁。
- 13) 久保「わが国の防衛構想と防衛力整備の考え方」。
- 14) 久保「ポスト四次防の基盤的防衛力構想」167頁。
- 15) 防衛省『防衛白書』2005年、85頁。
- 16) 高橋杉雄「基盤的防衛力構想からの脱却—ミッション志向型防衛力の追求」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月。
- 17) World Bank, International Comparison Program database.
- 18) International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2011*; *The Military Balance 2018*.
- 19) Ibid, p. 225.
- 20) Ibid, p. 5.
- 21) A. F. K. Organski and Jacek Kugler, *The War Ledger*, The University of Chicago Press, 1980; Jacek Kugler and Douglas Lemke, eds., *Parity and War: Evaluations*

- and Extensions of The War Ledger*, The University of Michigan Press, 1996; Ronald L. Tammen, et al., *Power Transitions: Strategies for the 21st Century*, CQ Press, 2000.
- 22) Robert Gilpin, *War and Change in World Politics*, Cambridge University Press, 1981.
 - 23) Dale C. Copeland, *The Origins of Major War*, Cornell University Press, 2000.
 - 24) Michael Pillsbury, *The Hundred-Year Marathon: China's Secret Strategy to Replace America as the Global Superpower*, St. Martin's Griffin, 2016.
 - 25) 三船恵美『中国外交戦略：その根底にあるもの』講談社、2016年；防衛研究所編『東アジア戦略概観2017』2017年、第3章。
 - 26) Dale C. Copeland, *Economic Interdependence and War*, Princeton University Press, 2015.
 - 27) 『ウォール・ストリート・ジャーナル』2018年10月9日。
 - 28) Stephen G. Brooks, G. John Ikenberry, and William C. Wohlforth, "Don't Come Home, America: The Case against Retrenchment," *International Security*, Vol. 37, No. 3, 2012/2013, pp. 7-51.
 - 29) 防衛省「平成30年 小野寺大臣 年頭の辞」2018年1月4日。
 - 30) 統合幕僚監部「平成29年度の緊急発進実施状況について」2018年4月13日、添付資料3；統合幕僚監部「平成30年度3四半期までの緊急発進実施状況について」2018年1月23日、添付資料3。
 - 31) 防衛研究所編『東アジア戦略概観2017』2017年、223-250頁。
 - 32) CNN、2017年2月11日。
 - 33) 自由民主党政務調査会・国防部会「新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に向けた提言～『多次元横断（クロス・ドメイン）防衛構想』の実現に向けて～」2018年5月29日。
 - 34) 首相官邸「安全保障と防衛力に関する懇談会」2018年8月29日。
 - 35) 『産経ニュース』2018年7月23日。
 - 36) 『産経ニュース』2018年8月31日。
 - 37) 同上。
 - 38) 防衛省「『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について』及び『中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について』」。
 - 39) United States Joint Staff Joint Force Development (J7), *Cross-Domain Synergy in Joint Operations*, January 16, 2016.
 - 40) David G. Perkins, "Multi-Domain Battle: Joint Combined Arms Concept for the 21st Century," Association of the United States Army, November 14, 2016; Jen Judson, "From Multi-Domain Battle to Multi-Domain Operations: Army Evolves its Guiding

Concept,” *Defense News*, October 9, 2018.

- 41) Perkins, “Multi-Domain Battle: Joint Combined Arms Concept for the 21st Century.”
- 42) 防衛研究所編『東アジア戦略概観2017』232-242頁。
- 43) 『日本経済新聞』2018年2月17日。

第7章担当：佐竹知彦（代表執筆者、第1節、第3節）
前田祐司（第2節、コラム）